稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金交付要綱

令和7年3月31日 市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者の支援及び省 エネルギー対策促進を図るため、省エネ化設備を導入する市内事業者に対して交 付する稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金(以下「補助金」という。)につい て、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
 - (2) 補助対象者 補助金の交付対象となる者をいう。
 - (3) 交付決定者 補助金の交付決定を受けた者をいう。
 - (4) 補助対象経費 補助金の対象となる経費をいう。
 - (5) 事業者 市内に事業所を有する者をいう。

(補助対象設備)

- 第3条 補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、令和 7年1月1日から令和7年12月26日までに購入した設備で、市内事業所(その 管理に属する建物を含む)に導入する次の各号に掲げる設備とする。
 - (1) 省エネルギー設備に更新する設備(製造から10年以上が経過した既存設備に替えて導入する場合に限る)

ア 高効率空調設備

イ 冷凍・冷蔵庫(飲料、商品展示のショーケース等を含む)

ウ 給湯設備

(2) LED照明器具にあっては、蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外からLED照明器具に更新する設備

(補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中 小企業者)、福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人のいずれかの事業者 (法人又は個人を問わない)
 - (2) 補助金の交付後も引き続き稲城市内で事業を継続する意思を有する者
 - (3) 納期限が到来した市税に滞納がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者 としない。
 - (1) 公共施設の管理、運営等に係る者
 - (2) 公序良俗に反する事業を行っている者
 - (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体である者
 - (4) 事業活動等に必要な許認可等を取得していない者
 - (5) 代表者、役員又は従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び稲城市暴力団排除条例(平成25年稲城市条例第3号)第2条第2号及び第3号に掲げる者のいずれかに該当する者
 - (6) 補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者 (補助対象経費)
- 第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める補助対象設備本体及びその附属設備並びに工事費に係る導入費用とする。ただし、リース契約による導入及び消費税並びに地方消費税は補助対象経費から除く。

(補助金の額)

- 第6条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。
- 2 補助金額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金は1事業者に対し1回に限り交付するものとし、予算の範囲内で行うも のとする。

4 国、東京都、市等からの補助金(当該補助金以外のものをいう。)を受ける場合は、当該補助金額と当該補助金以外の補助金額の合計額が導入費用を超えない 範囲内で補助金の交付を行うものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 申請者は、令和7年12月26日までに稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金同意・誓約書(様式第2号)
 - (2) 法人の場合は、登記事項証明書
 - (3) 個人事業者の場合は、令和6年分の確定申告書第1表、第2表及び青色申告 決算書の写し。ただし、青色申告決算書については、税務署へ届出していない 場合には提出不要とする。
 - (4) 申請書に記載した補助対象経費の金額が確認できる資料として、補助対象設備導入前の場合は見積書等を、補助対象設備導入後の場合は請求書等を添付する。
 - (5) 補助対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるもの(仕様書又はカタログ等)
 - (6) 既存設備の仕様等がわかるもの(仕様書、カタログ又は銘板部分の写真等)
 - (7) 補助対象設備の設置予定場所又は設備導入場所を確認できるカラー写真等
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付決定及び不交付決定)
- 第8条 市長は前条の規定による申請を受け、その内容について審査を行い、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、稲城市中小企業省工ネ化設備導入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は第7条に規定する交付申請を取り下げる場合は、稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金申請取下申出書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告及び請求)

- 第 10 条 交付決定者は、補助金交付申請時に補助対象設備導入前であった場合 は補助対象設備導入の完了後 30 日以内に、稲城市中小企業省エネ化設備導入 補助金実績報告書(様式第 5 号)及び稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金 請求書(様式第 6 号)を、補助対象設備導入後であった場合は補助金交付決定 の日から 30 日以内に稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金請求書(様式第 6 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金の振込先がわかる通帳等、書類情報の写し
 - (2) 補助対象設備の導入場所を確認できるカラー写真等(ただし、交付申請時に既に提出している場合には省略することができる)
 - (3) 補助対象設備の導入費用の請求を証する書類の写し(ただし、交付申請時に既に提出している場合には省略することができる)
 - (4) 補助対象設備の導入費用の領収書等、支払を証する書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第 11 条 市長は、前条の実績報告又は請求があったときは、報告書等の書類の 審査及び必要に応じて行う現地調査等により、内容に適合するものであるかを 確認して交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に稲城市中小企業省エネ 化設備導入補助金交付額確定通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。 (補助金の交付)
- 第12条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定の日から原則30日以内に 補助金を交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第 13 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金 の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金 があるときは、補助金の返還を命じることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定後に、交付対象外となる事実が判明したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、稲城市中小企業省 エネ化設備導入補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第8号)により、 交付決定者に通知するとともに、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金交付後の状況報告等)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しく は関係書類の提出を求め、又は実地調査等を行うことができる。

(委任)

第15条 この要綱及び稲城市補助金等交付規則(昭和40年稲城市規則第69号)に定めるもののほか、必要な事項は、産業文化スポーツ部長が(別に)定める。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
高効率空調設備	既存設備に替えて導入する	
冷凍・冷蔵庫(飲料、商品展示の ショーケース等を含む) 給湯設備	省エネ設備であって、設備本体及び附属設備並びに設置 工事費の導入費用	補助対象経費 の2分の1以 内とし、20万円 を上限とする。
LED照明器具	蛍光灯、白熱灯等のLED照 明器具以外からLED照明 器具に更新する事業	